

「5号イ」認定における認定基準の具体的な適用関係について

行っている事業と指定業種の関係	売上高の減少等に対する 認定基準の適用関係	使用様式
1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は県業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する	企業全体の売上高等の減少等が企業認定基準を満たす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書(第5イ - ①) ・ 添付書類(第5イ - ①)
兼業者であって、主たる事業が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する	主たる業種及び企業全体の売上等の減少等の双方が企業認定基準を満たす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書(第5イ - ②) ・ 添付書類(第5イ - ②)
兼業者であって、1以上の指定業種(主たる業種か問わない)	行っている事業が属する指定業種の売上等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えていることにより、企業全体の売上高等の減少等が企業認定基準を満たす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書(第5イ - ③) ・ 添付書類(第5イ - ③)